

温冷配膳車 賃貸借契約書（案）

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）と〇〇〇（以下「丙」という。）とは、温冷配膳車（以下「機器」という。）の賃貸借に関し、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙及び丙は、次条に掲げる機器を甲に賃貸し、甲はこれを貸借するものとする。

（契約対象機器及び設置場所）

第2条 乙及び丙が甲の仕様に供する機器及び設置場所は別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借契約期間は、令和9年 月 日から令和16年 月 日までとする。

（賃借料）

第4条 機器の賃借料は、総額 円（消費税額及び地方消費税額 円を含む。）、月額 は 円（消費税額及び地方消費税額 円を含む。）とし、各会計年度における支払額は次のとおりとする。

令和 8年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和 9年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和10年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和11年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和12年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和13年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和14年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）
令和15年度	円（うち消費税額及び地方消費税額	円）

ただし、機器に対する租税公課に変動が生じた場合、協議のうえ、これを変更することができるものとする。

（賃借料の支払）

第5条 丙は、甲に対して、前条に定める月額について、当該月終了後に請求するものとし、甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に丙にこれを支払うものとする。

（納入及び検査）

第6条 乙は、甲に機器を納入したときは、甲に納入完了の報告を行い、甲の検査を受けなければならない。甲が検査の上、所定の検収書等を丙に交付したときに完了したものとする。なお、検査の結果、甲から不備による補修等を命じられたときは、直ちに補修等を行い、再検査を受けなければならない。

（機器の管理）

第7条 甲は、機器の引き渡し完了後、善良な管理者の注意をもって、本来の用途に従い、機器を使用、管理しなければならない。

2 甲は、故意または重大な過失によって機器に損害を与えたときは、自己の負担で修復するものとする。

3 甲は、機器を正常な状態に維持するために、甲の費用負担において、機器の補修、損害箇所の修理、定期点検等を行うものとする。

4 甲は、機器を他へ譲渡、転貸又は担保権設定等をしてはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙及び丙は、一連の作業により知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしてはならない。

2 乙及び丙の秘密保持義務は、この契約終了後も継続するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第9条 乙及び丙は、この契約を履行するにあたっては関係法令、埼玉県社会福祉事業団個人情報保護規程その他の規程を遵守しなければならない。

（機器の納入期限）

第10条 乙は、機器の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から機器を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3.0%を乗じて得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲乙協議の上、納入時期の調整を行った場合は、この限りではない。

2 乙は、第6条の規定による機器の取り替え又は手直しをした機器の納入が納入期限後になったとき、納入期限の翌日から当該機器を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年3.0%を乗じて得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項及び第2項の規定により算出した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の支払は要しないものとする。

（機器の原状変更等）

第11条 甲は、機器の使用設置場所を変更するとき、あるいは機器に他の機器等を付加し改造を行う等、機器引き渡し時の原状を変更するときは、事前に文書により丙の承認を受けるものとする。

（機器の滅失・損傷）

第12条 機器の引渡し以降、滅失及び天変地異等により丙の所有権が回復する見込みがないとき、あるいは機器が損傷して修理不能のときは、甲は書面で乙及び丙に対し通知するものとし、甲は、直ちに規定損害金として残賃貸借料相当額を丙に支払うものとする。ただし、残賃貸借料相当額については、甲、乙、丙間にて、別途協議して定めるものとする。

（保険契約）

第13条 丙は、機器について、契約期間を保険期間とする動産総合保険契約を締結するものとし、その費用を負担する。

2 甲は、偶然なる事故により、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに丙に通知するものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、丙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）丙が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めるとき

（2）丙が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき

（3）履行期限までに履行完了の見込みがないとき

（4）丙が、銀行取引を停止されたとき

（機器の返還）

第15条 甲は、賃貸借契約期間が満了したとき、あるいは前条の規定により賃貸借契約を解除した場合は、直ちに甲の負担において、機器を現状に回復したうえで、丙の指定する場所に返却するものとする。

（その他）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙協議の上解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和8年 月 日

埼玉県比企郡嵐山町古里1848番地

甲 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

理事長 播磨高志 印

乙

印

丙

印